

社会福祉施設における労働災害防止について

事業主 殿

佐世保労働基準監督署

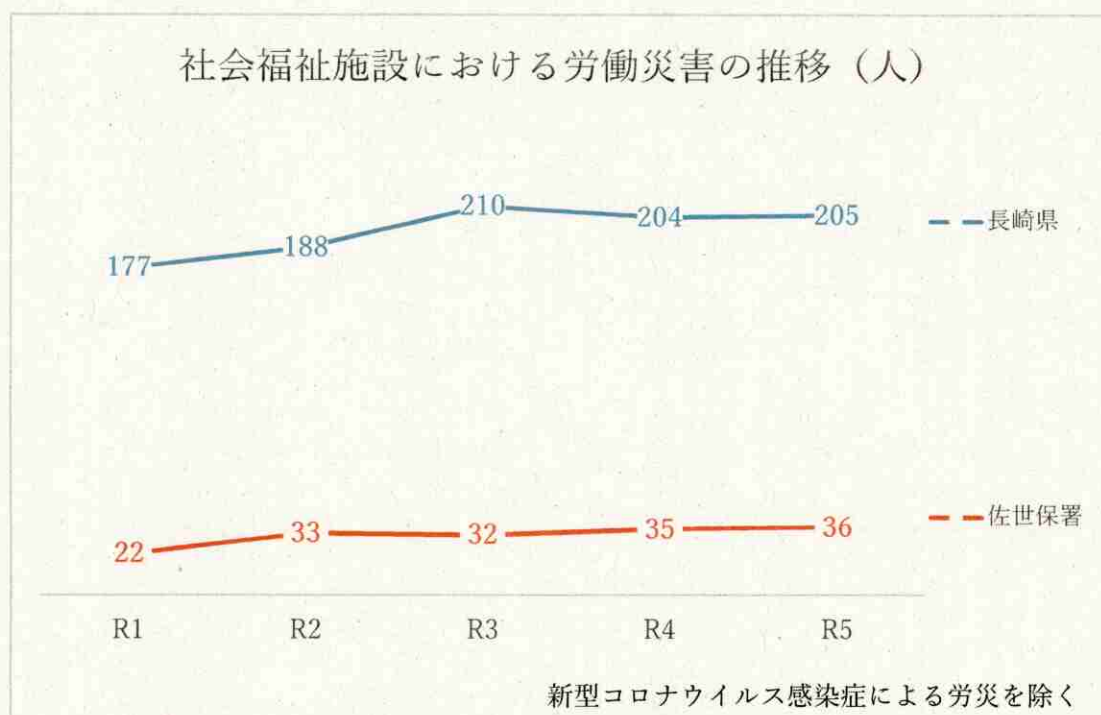
第1 趣旨

佐世保労働基準監督署管内の社会福祉施設における労働災害の発生状況につきましては、増加の一途を辿り、昨年は62人（うち、新型コロナウイルス感染症によるもの26人）の方が休業4日以上労働災害にあわれ、新型コロナウイルス感染症によるものを除いても過去最も多い死傷者数となっており、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

労働災害発生の原因としては、滑りやつまづきなど「転倒」による労災が最も多く、次いで、腰痛などの「動作の反動や無理な動作」によるものが多発しています。

当該災害は、いわゆる「行動災害」により発生していることから、災害防止のため下記事項にご留意いただき、安全衛生管理活動の推進を図ってください。

また、安全衛生管理活動推進の証として、アクションZERO～長崎ゼロ災運動～（第10弾）にご参加いただき、労使一体となった労働災害防止活動を推進いただきますよう併せてお願い申し上げます。



第2 事業者の実施事項

1 「転落災害」・「転倒災害」の防止

転倒災害は、濡れた床面、段差、手すりのない階段などの設備面、走るなどの不安全な行動、加齢による運動機能の低下など、複合的な原因で発生します。このため、従業員の不注意ということで片付けることなく、設備面の改善、不注意な行動の防止、日頃からの運動を含めた職場での健康増進などの取組を、以下の4点を重点に従業員の方々の参画のもとで取り組んでいただきたいと思います。

- ① 4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)
- ② 危険の見える化(転倒の危険がある場所を分かりやすく表示する)
- ③ すべりにくい靴(耐滑性の高い防滑靴)の着用
- ④ 転倒予防体操の実施

2 腰痛など動作の反動等による労働災害防止

動作の反動や無理な動作による労働災害は、利用者の移乗作業などによる腰痛、利用者の咄嗟の動きによりそれを支えようとしたときに首や腕を痛めた、バランスを崩して踏ん張ったところ足を負傷したなど人の動きが起因して発生しています。このため、正しい姿勢や危険を予測する力を身につけることが必要です。具体的な社会福祉施設(介護施設)における腰痛予防対策や労働災害防止対策は、厚生労働省サイトにおいて紹介されていますので、当該資料を基に安全巡回や職員研修の実施をしていただき、行動災害による労働災害防止に取り組んでいただきますようお願いします。

3 安全衛生管理体制

職場で安全(衛生)推進者を選任されていますでしょうか？

安全衛生管理活動を推進する上では、一定の知識や経験がある者に労働者の安全と健康を確保するため、次の安全衛生管理活動を推進していただく必要があります。

※事業場規模労働者 50 名以上の場合、安全推進者に加え、衛生管理者及び産業医の選任が必要です。

ア 職場環境及び作業方法の改善に関すること

例：職場内の整理整頓(4S活動)の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車、脚立など道具の安全な使用に関するマニュアルの整備等

イ 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、介護作業における腰痛予防や転倒災害防止に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施等

ウ 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び監督署への提出等

4 指さし確認の励行

ヒューマンエラー防止のため「指さし確認」による安全チェックの徹底を図ってください。

5 アクションZERO～長崎ゼロ災運動～

7月1日から12月31日までを運動期間として、毎年、ゼロ災運動を展開しています。

利用者のみならず職員の安全と健康についても配慮している事業場である証として、ぜひ、ゼロ災運動へご参加いただき、労使一体となった労働災害防止活動の推進を図ってください。

※参加方法など詳細は長崎労働局ホームページよりご覧になれます。

介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- ☐ (なし)
 - 何もないところでもつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (33%)
 - 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
 - 走らせない、急がせない仕組みづくり
- ☐
 - 通路の段差につまずいて転倒 (15%)
 - 事業場内の通路の段差の解消 (★)、「見える化」
 - 送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- ☐
 - 設備、家具などに足を引っかけて転倒 (12%)
 - 設備、家具等の角の「見える化」
- ☐
 - 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒 (8%)
 - 介助の周辺動作のときも焦らせない
 - 介助のあととは“一呼吸置いて”からの作業へ
- ☐
 - 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒 (7%)
 - 適切な通路の設定
 - 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- ☐
 - コードなどにつまずいて転倒 (5%)
 - 労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

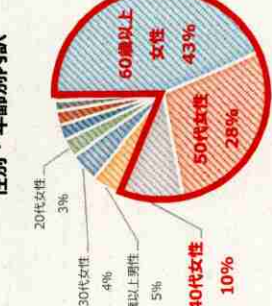
- ☐
 - 凍結した通路等で滑って転倒 (24%)
 - 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する (★)
 - ☐
 - 浴室等の水場で滑って転倒 (23%)
 - 防滑床材の導入、摩擦している場合は施工し直す (★)
 - 滑りにくい履き物を使用させる
 - 脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
 - ☐
 - こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒 (21%)
 - 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 - 清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから再開
 - ☐
 - 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (11%)
 - 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
 - 送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起
- (★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年）

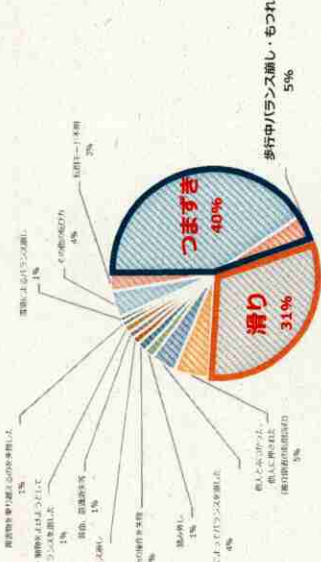
社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被害者の性別・年齢別内訳



転倒時の類型



主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→「転ひの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に女性に加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



転ひの予防
体力チェック



ロコチェック

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



長崎ゼロ災運動

アクションZERO 第10弾!

今回から参加方法が、
「WEBからの申し込み」
に変更となりました!



運動期間

令和 6年 7月 1日 ~ 令和 6年 12月 31日

目 標

運動期間内 ①労働災害ゼロ
②業種ごとの選択目標

参加申込

令和 6年 10月 31日まで

結果報告

令和7年1月1日~令和7年1月20日

全員ゼロ災運動参加で、安心・安全な職場づくりを行いましょう!



長崎労働局 アクションZERO

検索



主催:長崎労働局 各労働基準監督署

参加申込

QRコードで申し込む

事業所用



建設現場用



(事業所用)

ブラウザ上から申し込む

長崎労働局 アクションゼロ

検索



(建設現場用)

『長崎ゼロ災運動(会社)』参加申請	
「長崎ゼロ災運動」に参加される事業場は、下記フォームへのご入力をお願いします。	
事業場の名称*必須	
郵便番号*必須	
都道府県	
市区町村	
町名番地*必須	
ビル建物名(任意)	
担当者職氏名*必須	
担当者連絡先(携帯可)*必須	
メールアドレス(任意)	
長崎労働局HPの掲載の可否(会社名、所在地(市まで)、業種を掲載)*必須	☐ 可 ☐ 否
管轄労働基準監督署又は駐在事務所*必須	
業種*必須	
任意の選択目標	☐ メンタルヘルス対策の実施(例: ストレスチェック、ストレスチェック後の面接指導など) ☐ 年休の取得率を70%とする(例: 年休10日保有で、7日以上取得は70%の取得率となります) ☐ 勤務時間インターバル制度を導入する ☐ 必要な産業保健サービスを提供する(例: 健康診断後の保健指導、メンタルヘルス対策など) ☐ 熱中症対策のため、「暑さ指数(WBGT)」を活用する ☐ その他
達成証の郵送先*必須	☐ 申請事業場住所を希望 ☐ 申請事業場住所以外を希望
【問い合わせ先】長崎労働局労働基準部健康安全課 【TEL】 095-801-0032(直通) 【Eメール】 kenkouanzenka-nagasakiyoku@mhlw.go.jp	

送信内容確認

「業種」で選択目標が変わります

『長崎ゼロ災運動(建設現場)』参加申請	
「長崎ゼロ災運動」に参加される建設現場は、下記フォームへのご入力をお願いします。	
特定元方事業開始報告の提出状況*必須 (本運動に参加する場合は提出が必須となります)	☐ 提出 ☐ 未提出
元請名称*必須	
工事の名称*必須	
工期*必須(運動期間内において1ヶ月以上の工事が対象となります)	☐ 運動期間内の工事(期間内1ヶ月以上の工事含む) ☐ 運動期間外の工事(期間内1ヶ月未満含む)
郵便番号*必須(現場住所)	
都道府県	
市区町村	
町名番地*必須	
ビル建物名(任意)	
担当者職氏名*必須	
担当者連絡先(携帯可)*必須	
メールアドレス(任意)	
長崎労働局HPの掲載の可否(元請名、建設現場名を掲載)*必須	☐ 可 ☐ 否
管轄労働基準監督署又は駐在事務所*必須	
目標達成のための実施事項*必須 *複数選択可	☐ 三大災害(墜落・転落、建設重機、崩壊・倒壊)に係るリスクアセスメントの実施 ☐ 現場の見える化の推進 ☐ その他
達成証の郵送先*必須	☐ 建設現場の住所への郵送を希望 ☐ 建設現場の住所以外の郵送先を希望
【問い合わせ先】長崎労働局労働基準部健康安全課 【TEL】 095-801-0032(直通) 【Eメール】 kenkouanzenka-nagasakiyoku@mhlw.go.jp	

送信内容確認

「送付内容確認」をクリック後は、「確認画面」へ切り替わりますので、保存が必要な場合は、「スクリーンショット」又は「印刷」など行ってください。

申請Q&A

Q1 紙媒体による参加申し込みは可能ですか？

A1 申し訳ありません。WEB申請のみの受付となります。

Q2 申請の情報管理はどのようになっていますか？

A2 厚生労働省のデータベースで管理されています。

Q3 申請後、申込完了の通知は届きますか？

A3 通知はありません。ホームページ掲載「可」とされた場合、サイトに事業場名が掲載されますので、ご確認下さい。

結果報告

QRコードで報告

事業所用



建設現場用



ブラウザ上から報告

長崎労働局 アクションゼロ

検索



(事業所用)

(建設現場用)

『長崎ゼロ災運動(会社)の結果報告』 (結果報告期間 翌年1月1日～1月20日)	
事業場番号 *HPHPの一覧番号参照(任意)	
事業場名(必須)	
運動期間中に死亡災害は発生しましたか?(必須)	☐ なし ☐ あり
運動期間中に休業4日以上労働災害は発生しましたか?(必須)	☐ なし ☐ あり
運動期間中に休業1～3日の労働災害は発生しましたか?(必須)	☐ なし ☐ した
業種ごとの選択目標は達成できましたか?(必須)*達成証交付は ごらぬも必要条件となりますのでご注意ください。	☐ 達成できた ☐ 達成できなかった
任意の選択目標を設定した場合、達成した項目にチェックください。 *未達成でも達成証交付とは無関係です。	☐ マンタルヘルスの実施(例: ストレスチェック、ストレスチェック後の 面接指導など) ☐ 年休の取得率を70%以上とする(例: 年休10日間確保で、7日間の 有休取得は70%の取得率となります。) ☐ 勤務時間インターバル制度を導入する ☐ 必要な産業保健サービスを提供する(例: 健康診断後の保健指導、 メンタルヘルス対策など) ☐ 暑中・寒中対策のための「暑さ指数(WBGT)」を活用する ☐ その他
目標を達成した事業場について、達成証の交付を希望しますか?(必須)	☐ 希望する ☐ 希望しない
長崎労働局HPで事業場名を公表してもよろしいですか?(必須)	☐ 可 ☐ 否

【問い合わせ先】長崎労働局労働基準部健康安全課
【連絡先】095-801-0032(直通)

送信内容確認

『長崎ゼロ災運動(建設現場)の結果報告』 (結果報告期間 翌年1月1日～1月20日)*運動期間内に工事終了した場合は、その時点で提出も可	
事業場番号 *長崎労働局HPで掲載している一覧番号参照(任意)	
元請の名称(必須)	
現場の名称(必須)	
運動期間中に死亡災害は発生しましたか?(必須)	☐ なし ☐ あり
運動期間中に休業4日以上労働災害は発生しましたか?(必須)	☐ なし ☐ あり
運動期間中に休業1～3日の労働災害は発生しましたか?(必須)	☐ なし ☐ した
業種選択目標は達成できましたか?(必須) *達成証交付は「業種選択目標達成」も必須条件となりますのでご注意ください。	☐ 達成できた ☐ 達成できなかった
目標達成事業場について、達成証の交付を希望しますか?	☐ 希望する ☐ 希望しない
長崎労働局HPで元請名称及び現場名を公表してもよろしいですか?(必須)	☐ 可 ☐ 否

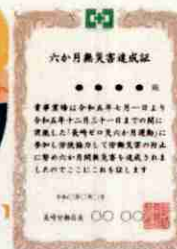
【問い合わせ先】長崎労働局労働基準部健康安全課
【連絡先】095-801-0032(直通)

送信内容確認

参加イメージ



無災害達成
+
選択目標達成



報告Q&A

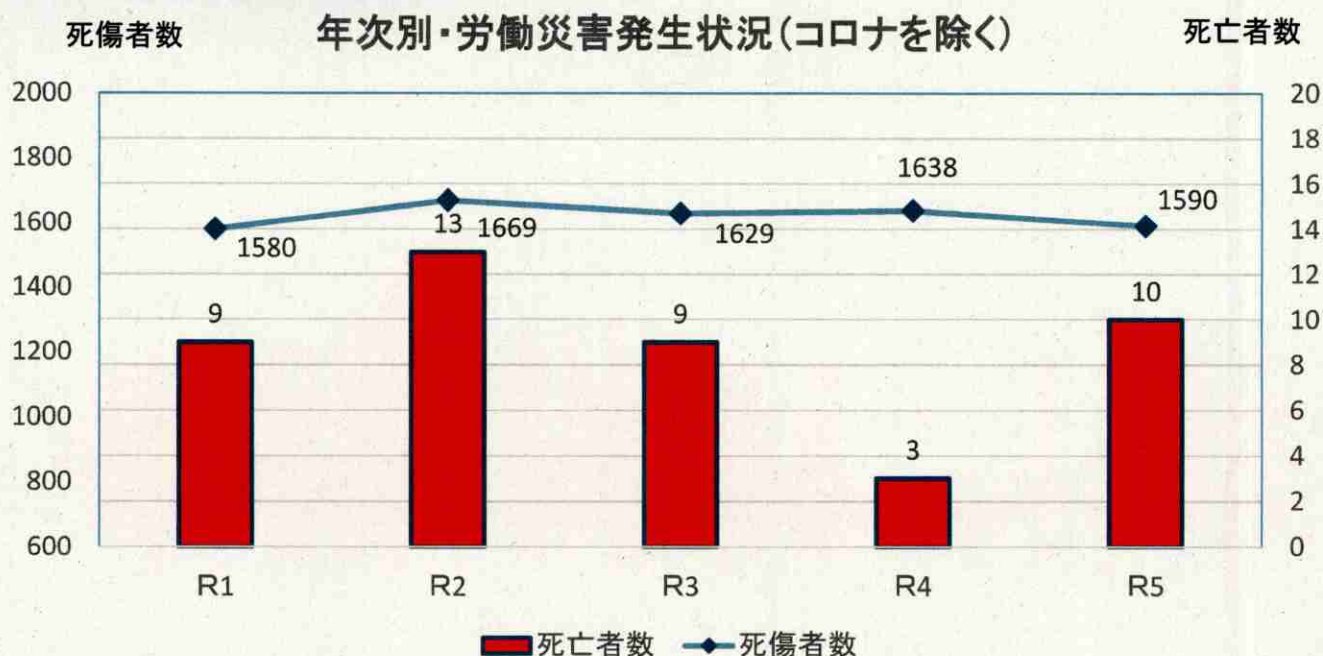
Q1 受付番号がわかりません

A1 長崎労働局ホームページ「アクションZERO特設サイト」の参加事業場名簿に掲載されていますので、ご確認下さい。なお、同HPの掲載を「否」としている参加者は、受付番号の欄は、空欄としてください。

Q2 無災害達成証はいつ交付されますか?

A2 2月末頃、郵送にて交付されます。

労働災害発生状況



(被災状況)

年間所定労働日数を250日とすると1年間に1日あたり**6.4人も**被災しています！

参加対象

- ・長崎県内の全ての業種・すべての事業場で参加できます。
- ・長崎県内の建設現場(元請)で、「運動期間中、1か月以上の工期があること」

メリット

- ・「無災害」と「独自目標」を達成すると長崎労働局長から「無災害達成証」が交付されます。
- ・長崎労働局ホームページに掲載されることで、安全衛生活動に取り組んでいる事業場として広く周知されます。
- ・全国安全週間の時期から開始するため、企業の労働災害防止活動と併せて実施することができます。
- ・労使が協力して「安全第一」に取り組むきっかけとなります。
- ・スマホからQRコードを読み取り、簡単に参加できます。



賛同団体(順不同)

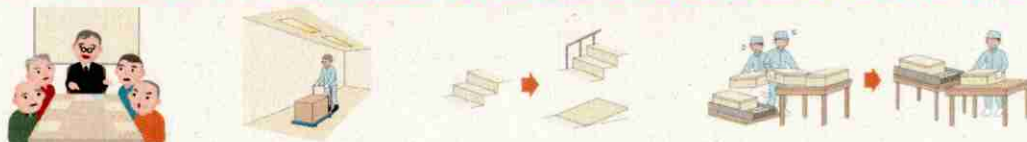
(一社)長崎県労働基準協会、建設業労働災害防止協会長崎県支部、(公社)建設荷役車両安全技術協会長崎県支部、(一社)長崎県ビルメンテナンス協会、(一社)長崎県警備業協会、全国造船安全衛生対策推進本部長崎支部

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇い入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- 基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆さまを支援しています。
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

エイジフレンドリー
補助金



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

(R6. 4)

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高年齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	・ 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること ・ 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること ・ 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している ・ 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いている	・ 労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし）	
補助対象	・ 1年以上事業を実施している事業場において、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器の購入・工事の施工等）	・ 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費	・ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補上助限率額	補助率：1/2 上限額：100万円 (消費税を除く)	補助率：3/4 上限額：30万円 (消費税を除く)	

※注意事項※

- ・ 複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・ 複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・ この補助金は「事業場規模」「高年齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・ 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業 種	業 種	常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

① 高齢労働者の労働災害防止対策コース

【対象：60歳以上の労働者】

- 60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策を補助対象とします。

● 具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります ●

(ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)(※1)
 - ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
 - ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
 - ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
 - ◆ 階段への手すりの設置(※1)
 - ◆ 高所作業台の導入(自走式は含まず。床面から2m未満の物)
- (※1)法令違反状態の解消を図るものではないこと

労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう

検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

転倒防止対策リーフレット



水場における防滑性能の高い床材等の導入



従業員通路への凍結防止装置の導入



(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策(腰痛予防対策)

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入(乗用タイプは含まず)
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入



(ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策(熱中症防止対策)

- ◆ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場(※2)における休憩施設の整備
- (※2)労働安全衛生規則第587条に規定する暑熱に対する作業環境測定を行うべき屋内作業場が対象
- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの導入(初期導入費用のみ パソコンの購入は対象外)

体温を下げるための機能のある服の導入



(エ) その他の高齢労働者の労働災害防止対策(交通災害防止対策)

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

★ 労働者ごとに費用が生じる対策(高所作業台の導入、重量物搬送機器・リフト、パワーアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等)については、対策に関わる人数分に限り補助対象とします。

② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース

【対象：全ての労働者】

- 労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

・専門家とは・・・医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

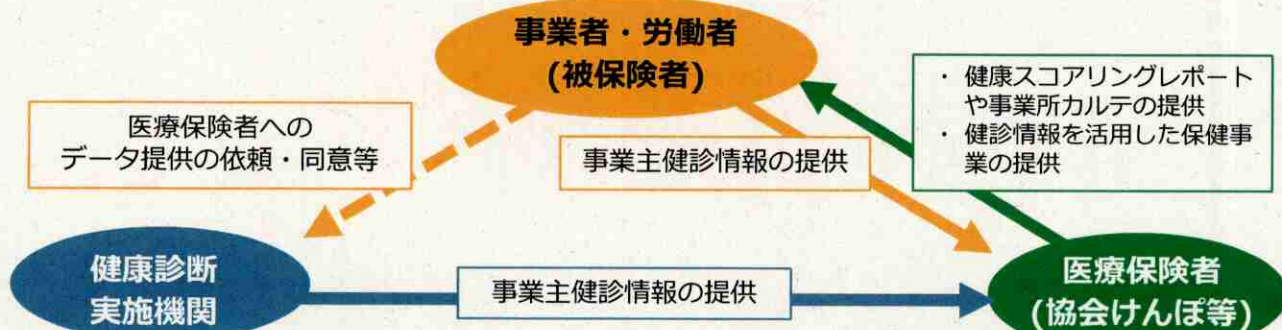
「転倒防止」・「腰痛予防」のための
身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります

- ★ 転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限り(オンライン開催等も含む)
- ★ 物品の購入はできません
- ★ 転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です(メタボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご検討ください)



「コラボヘルス」とは、医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行することです。

＜コラボヘルス＞



- 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した、労働者の健康保持増進のための取組に要する費用を補助対象とします。

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

● 具体的には、次のような取組が対象となります ●

健康教育、研修等

健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等
(オンライン開催、eラーニング等も含む)
→ 産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの

システムの導入

健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入
※初期導入費用のみ
パソコンの購入は対象外

栄養・保健指導

栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置
(健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は除く)

- ★ 物品の購入はできません
- ★ 事業所カルテや健康スコアリングレポートが保険者側の事情により保険者から提供されない場合は、エイジフレンドリー補助金Q & Aをご確認ください →



申請に当たっての注意事項（申請方法等は次頁をご確認ください）

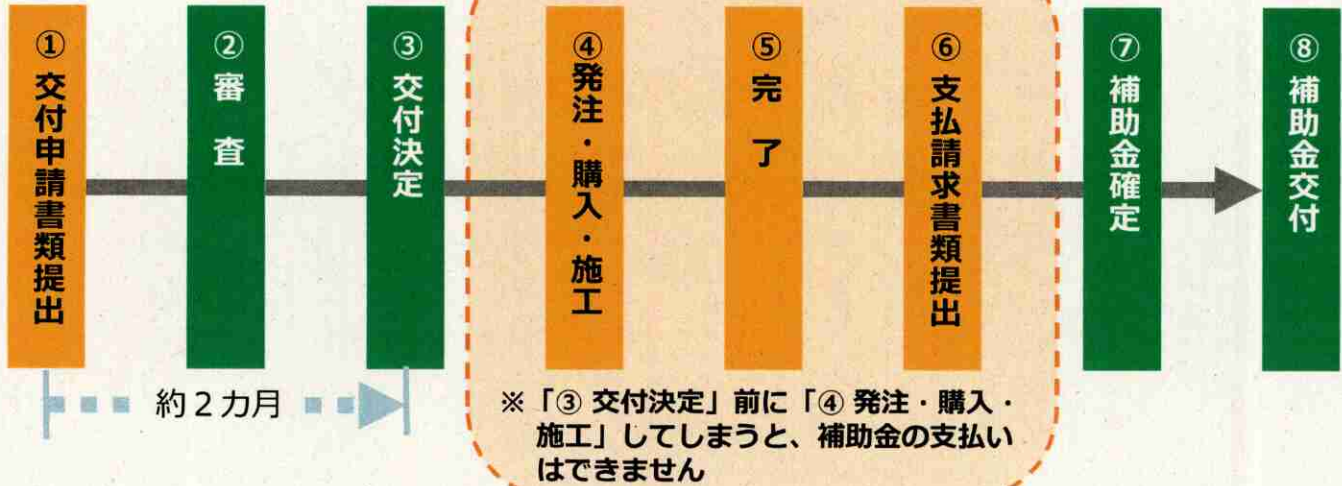
- ◆ この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の交付条件等を確認の上で申請してください。
(注) 申請内容等の確認のため、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります。
- ◆ エイジフレンドリー補助金の補助対象となる対策に対して、別途補助金(助成金を含む)が交付されている場合(もしくは交付される予定がある場合)は、エイジフレンドリー補助金を利用できません。
- ◆ 偽り、その他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求められます。
- ◆ 交付決定を受けられなかった事業者は、申請期間中であれば異なる対策での申請が可能です(10月申請分除く)。なお、不交付決定(不採択)がなされた対策での再度申請はできませんのでご注意ください。

【財産を処分する場合の承認申請（必要な場合に手続きしてください）】

補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ は事務センターが実施します。



★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね2ヵ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

- ➡ 「① 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）
- ➡ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を活用しましょう
エイジフレンドリーガイドライン ➡ <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>



交付申請書類受付期間

令和6年5月7日～令和6年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限

令和7年1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
（ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp/>）

関係書類 送付先	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では 送付しないでください	
お問合せ先	申請担当 電話：03（6381）7507 FAX：03（6381）7508	支払担当 電話：03（6809）4085 FAX：03（6809）4086
受付時間	平日10:00～12:00/13:00～16:00 （土日祝休み、平日12:00～13:00は電話に出ることができません） ＜8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く＞	

2024年4月から

労働条件明示のルール

が変わります

詳しくは裏面や
厚生労働省ホームページ
もご覧ください！



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング

新しく追加される明示事項

全ての労働契約の締結時と
有期労働契約の更新時

1. 就業場所・業務の変更の範囲

有期労働契約の
締結時と更新時

2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容

併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。

無期転換ルール※に基づく
無期転換申込権が発生する
契約の更新時

3. 無期転換申込機会

4. 無期転換後の労働条件

併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の使用人との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

労働条件明示の制度改正のポイント

全ての労働者に対する明示事項

1

就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1 についても明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項等

2

更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

4

無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※4(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)

※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

(注) 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳しい情報や相談先はこちら

- ・ 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト ①
- ・ 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト ②
- ・ 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について
→ 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 ③



(2023年10月)